

企業会計基準公開草案第 35 号

「包括利益の表示に関する会計基準（案）」、

企業会計基準公開草案第 36 号（企業会計基準第 22 号の改正案）

「連結財務諸表に関する会計基準（案）」、

企業会計基準公開草案第 37 号（企業会計基準第 12 号の改正案）

「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」、

企業会計基準公開草案第 38 号（企業会計基準第 6 号の改正案）

「株主資本等変動計算書に関する会計基準（案）」、

企業会計基準適用指針公開草案第 33 号（企業会計基準適用指針第 14 号の改正案）

「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」、

企業会計基準適用指針公開草案第 34 号（企業会計基準適用指針第 9 号の改正案）

「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針（案）」の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会では、会計基準の国際的なコンバージェンスの取組みの一環として、包括利益の表示に関する会計基準の設定について審議を重ねてまいりました。

今般、平成 21 年 12 月 21 日開催の第 192 回企業会計基準委員会において、標記の「包括利益の表示に関する会計基準（案）」並びにこれに関連する企業会計基準及び企業会計基準適用指針の改正案（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 22 年 2 月 1 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメント等を当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電 子 メ ー ル： hyouji-hokatu_2009_asbjed@asb.or.jp
フ ァ ク シ ミ リ： 03-5510-2717

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントを作成される際の便宜に資するため、本公開草案を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な検討のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

なお、参照している項番号は、すべて「包括利益の表示に関する会計基準（案）」に係るものです。

■ 目 的（第1項）

財務諸表における包括利益及びその他の包括利益の表示について定めることを目的とする。当期純利益を構成する項目及びその他の包括利益を構成する項目に関する認識及び測定については、他の会計基準の定めに従う。

■ 範 囲（第3項）

個別財務諸表及び連結財務諸表（いずれも四半期財務諸表を含む。）における包括利益及びその他の包括利益の表示に適用する。

■ 用語の定義（第4項及び第5項）

「包括利益」とは、ある企業の特定期間の財務諸表において認識された純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分をいう。当該企業の純資産に対する持分所有者には、当該企業の株主のほか当該企業の発行する新株予約権の所有者が含まれ、連結財務諸表においては、当該企業の子会社の少数株主も含まれる。

「その他の包括利益」とは、包括利益のうち当期純利益及び少数株主損益に含まれない部分をいう。

■ 包括利益の計算（第6項）

包括利益の計算は、次による。

- (1) 個別財務諸表においては、当期純利益にその他の包括利益の内訳項目を加減して包括利益を計算する。
- (2) 連結財務諸表においては、少数株主損益調整前当期純利益にその他の包括利益の内訳項目を加減して包括利益を計算する。

■ その他の包括利益の内訳の開示（第7項から第10項）

その他の包括利益の内訳項目は、その内容に基づいて、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定等に区分して表示する。持分法を適用する被投資会社のその他の包括利益に対する投資会社の持分相当額は、一括して区分表示する。

その他の包括利益の内訳項目は、原則として税効果を控除した後の金額で表示し、各内訳項目別の税効果の金額を注記する。

当期純利益を構成する項目のうち、当期又は過去の期間にその他の包括利益に含まれて

いた部分については、その他の包括利益の調整（組替調整）が行われるが、当該組替調整額は、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記する。

その他の包括利益の内訳に関する注記は、個別財務諸表（連結財務諸表を作成する場合に限る。）及び四半期財務諸表においては、省略することができる。

■ 包括利益を表示する計算書（第 11 項）

包括利益を表示する計算書は、次のいずれかの形式による。

- (1) 当期純利益を計算する損益計算書と、第 6 項に従って包括利益を計算する包括利益計算書とで表示する形式（2 計算書方式）
- (2) 当期純利益の計算と、第 6 項に従った包括利益の計算を 1 つの計算書（「損益及び包括利益計算書」）で表示する形式（1 計算書方式）

■ 適用時期等（第 12 項及び第 13 項）

平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。ただし、当該事業年度の期首から適用することができる。また、平成 22 年 6 月 30 日以後に終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することができる。

適用初年度においては、その直前の年度における包括利益及びその他の包括利益の内訳項目の金額を注記する。また、四半期財務諸表に最初に適用する年度においては、前年度の対応する四半期会計期間及び期首からの累計期間について、これらの金額を注記する。

■ 他の会計基準等の改正（企業会計基準公開草案第 36 号から第 38 号、企業会計基準適用指針公開草案第 33 号及び第 34 号）

他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針において、「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改めるほか、損益及び包括利益計算書又は包括利益計算書について必要な記述を追加するなど、所要の改正を行う。

国際的な会計基準における検討状況との関係について

財務諸表の表示に関して、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）の共同プロジェクトで検討が進められていますが、本公開草案は、コンバージェンスの観点から、現行の国際財務報告基準（IFRS）との差異のうち、包括利益の表示について短期的に対応することとして、現行の IFRS と同様の定めを設けることを提案しているものです。

(本公開草案の公表に反対した委員の意見)

本公開草案の公表に反対した委員 1 名から以下の意見が出されている。

本年 6 月 30 日に企業会計審議会から公表された「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」の中で、連結財務諸表に係る会計基準については、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する考え方（いわゆる「連結先行」の考え方）が示されている。これを踏まえ、個別財務諸表に関しては、上記意見書に示された連結先行の考え方をどのように具現化すべきかについての十分な検討と市場関係者のコンセンサスを前提条件として、それに基づいて個々の会計基準レベルでのコンバージェンスの是非を判断すべきである。したがって、そのような検討を経ていない段階で個別財務諸表における包括利益の表示を強制する今回の会計基準案については反対するものである。

これに対し、本公開草案の公表に賛成した委員は、包括利益の表示は財務諸表の表示の領域の事柄であるとともに、その目的は連結財務諸表だけでなく個別財務諸表においても満たすことが適切と考えている（本公開草案の考え方については、「包括利益の表示に関する会計基準（案）」第 17 項から第 19 項を参照のこと。）。

（参考）包括利益の表示例

（1）個別財務諸表

【2 計算書方式】

< 損益計算書 >

売上高	8, 000

当期純利益	<u>1, 000</u>

< 包括利益計算書 >

当期純利益	1, 000
その他の包括利益：	
その他有価証券評価差額金	150
繰延ヘッジ損益	50
その他の包括利益合計	<u>200</u>
包括利益	<u>1, 200</u>

【1 計算書方式】

< 損益及び包括利益計算書 >

売上高	8, 000

当期純利益	<u>1, 000</u>
その他の包括利益：	
その他有価証券評価差額金	150
繰延ヘッジ損益	50
その他の包括利益合計	<u>200</u>
包括利益	<u>1, 200</u>

(2) 連結財務諸表

【2 計算書方式】

<連結損益計算書>

売上高	10,000

税金等調整前当期純利益	2,200
法人税等	900
少数株主損益調整前当期純利益	1,300
少数株主利益	300
当期純利益	1,000

<連結包括利益計算書>

少数株主損益調整前当期純利益	1,300
その他の包括利益：	
その他有価証券評価差額金	530
繰延ヘッジ損益	300
為替換算調整勘定	△180
持分法適用による持分相当額	50
その他の包括利益合計	700
包括利益	2,000

(内訳)

親会社株主に係る包括利益	1,600
少数株主に係る包括利益	400

【1 計算書方式】

<連結損益及び包括利益計算書>

売上高	10,000

税金等調整前当期純利益	2,200
法人税等	900
少数株主損益調整前当期純利益	1,300
少数株主利益（控除）	300
当期純利益	1,000

少数株主利益（加算）

少数株主損益調整前当期純利益	1,300
その他の包括利益：	
その他有価証券評価差額金	530
繰延ヘッジ損益	300
為替換算調整勘定	△180
持分法適用による持分相当額	50
その他の包括利益合計	700
包括利益	2,000

(内訳)

親会社株主に係る包括利益	1,600
少数株主に係る包括利益	400

その他の包括利益の内訳の注記例（連結）

【組替調整額と税効果を別々に開示する場合の例】

① 組替調整額の開示（連結）

その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	xxx	
組替調整額	△xxx	xxx
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	xxx	xxx
税効果調整前合計		xxx
税効果額		△xxx
その他の包括利益合計		xxx

② 税効果の開示（連結）

	税効果 調整前	税効果 額	税効果 調整後
その他有価証券評価差額金	xxx	△xxx	xxx
繰延ヘッジ損益	xxx	△xxx	xxx
その他の包括利益合計	xxx	△xxx	xxx

以 上